### 第1 件名

令和3年度ストレスチェック実施業務

#### 第2 目的

公正取引委員会は、人事院規則 1 0 - 4 (職員の保健及び安全保持) 第 2 2 条の 4 に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。) を実施することにより、心の不健康な状態となることを未然に防止する(一次予防) ことを目的とする。

#### 第3 業務履行期限

令和4年3月18日まで

#### 第4 対象者

約900名

### 第5 概要

受託者は以下を行う。

- 1 インターネット回線を利用したストレスチェックの提供
- 2 調査の実施
- 3 高ストレス者の抽出
- 4 実施者向けの個人結果報告書の作成及び納品
- 5 集団分析データの作成及び納品
- 6 高ストレス者への面談勧奨
  - ※健康管理医面談等は公正取引委員会で行う。

### 第6 実施方法

- 1 ストレスチェックの実施
  - (1) 受託者は、対象者が公正取引委員会の端末パソコンからインターネット回線を利用したストレスチェックを行うための環境を提供すること。
  - (2) 受託者は個々の職員のストレスチェックの結果について、他の職員が閲覧することができない方法で当該職員のみに通知すること。
  - (3) ストレスチェックに使用する調査票(以下「調査票」という。)は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室)(以下「マニュアル」という。)に示されている職業

性ストレス簡易調査票(57項目)の調査が行えるものとする。

(4) メールアドレスを持たない職員に対しては紙媒体でのストレスチェックを提供すること。

#### 2 実施期間

ストレスチェック調査の実施期間(対象者回答期間)は令和3年9月1日(水)から9月30日(木)までの期間とする。

# 3 ストレスチェック結果評価及び結果報告

- (1) 個人結果分析は、マニュアルに示されている素点換算表を用いて換算し、レーダーチャート等で受検者がウェブサイトで確認できるものとする。
- (2) 実施期間中は、定期的に未受験者に対して受検勧奨のメール通知を行うものとする。
- (3) マニュアルに示されている「評価基準の例 (その1)」に準拠し、以下のいずれかを満たす者を高ストレス者として選定し、取りまとめた上で公正取引委員会に対して報告するものとする。
  - ア 「心身のストレス反応」(29項目)の合計点数が77点以上である者
  - イ 「仕事のストレス要因」(17項目)及び「周囲のサポート」(9項目)を合算した合計点数が76点以上であって、かつ「心身のストレス反応」(29項目)の合計点数が63点以上の者

結果報告の様式は、事前打ち合わせの段階で提示するものとする。

- (4) 高ストレス者に対して、面談勧奨のメールを送信する。
- (5) 実施期間中、対象者の回答状況をストレスチェック制度の実施者が一覧表等で確認できるようにすること。
- (6) ウェブサイト上で進捗が確認できること。
- (7) 公正取引委員会の確認,必要に応じた修正,確認テスト等を経て、実施開始日の10日前までに準備を完了させること。
- (8) 仕様書に従い、システムが正常に起動するかを、システムの稼働開始前に担当職員の承認を得ること。実施期間中、対象者が専用ウェブサイトにアクセスできなかったり、正しく回答できなかったりするなどの問題が生じた場合には、直ちに対応すること。

# 4 成果物 (実施期間終了後)

受託者は、ストレスチェック実施終了後、公正取引委員会に対し以下の成果物(いずれも電子媒体)を実施期間終了日から1か月以内に提出するものとする。

- (1) 未受検者のリスト
- (2) ストレスチェック調査個人結果及び報告書

- (3) 高ストレス者のリスト
- (4) 同意者のリスト
- (5) 集計・分析のデータ
  - ア 全体及び公正取引委員会が指定したまとまりごとの受検率,高ストレス者の割合,集団分析の結果(所属単位 約62件(集団分析予定件数44件)※予定件数については変動する。)
  - イ 部署ごとの集団分析の結果(受検者数が10人に満たない部署は除く。)
  - ウ 集団分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いる。

#### 5 公正取引委員会との事前打合せ

- (1) 受検期間,未受検者に対する受検勧奨の頻度,受検勧奨メール内容,高ストレス者に対する面談勧奨メール内容,成果物の報告様式等については,委託決定後,実施期間までの間,受託者と公正取引委員会との打合せにより決定するものとする。
- (2) ストレスチェック対象者

ストレスチェック調査開始後に、対象者の追加があった場合には、その都度対応することとし、集団分析にも加えるものとする。

#### 第7 業務工程

各作業については、公正取引委員会と協議の上、進めること。受託者は各作業内容に対応 した形 (期間)での業務工程表を作成し、公正取引委員会に提出すること。

## 第8 受託者が講ずべき措置等

- 1 秘密の保護・情報の適正管理
  - (1) 本件業務を実施するに当たり、適切な情報セキュリティ対策を講じること。
  - (2) 受託者は、本件業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当職員に書面で提出すること。
  - (3) 受託者は、本件業務を遂行するために取得した情報等を本件業務以外の目的に使用してはならず、いかなる理由があっても他に漏らすこと、第三者への複製、貸与及び提供を禁止する。
  - (4) 本件業務において制作・記録・保存した中間データ及び成果物の電子データについて、本件業務完了後、速やかに当該ファイルを削除するとともに、削除した電子データがいかなる方法によって復旧されることのないように、論理的消去、物理的消去等による当該電子データの完全な消去を行い、本件業務完了後は当該データを保存・蓄積しないこと。
  - (5) 個人のメールアドレスなど個人情報を登録する際には、サーバーとブラウザ間の通信は、暗号化したものであること。

- (6) 受託者は、本件業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること
- (7) 受託者は受託者の使用人に対して、情報の漏えい、改ざん及び消去等の防止を目的として適切なセキュリティに関する教育を実施すること。
- (8) 情報の漏えい、改ざん及び消去等が発生した場合並びにシステムの障害が発生した場合には、その内容の調査、影響範囲、復旧等について報告すること。
- (9) 本件業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働派遣契約書に秘密保持義務、個人情報の適切な取扱いに関する事項を明記すること。
- (10) 本件業務終了後、一切のデータが削除されたことを確認した上で、その旨を記した書面 (任意様式)を令和4年3月18日(金)までに公正取引委員会に提出すること。

#### 2 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報を登録することから、受託者は情報管理を徹底すること。
- (2) 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。
- (3) 受託者は、個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に書面により担当職員に報告すること。
- (4) 受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (5) 見積書を提出する際に「情報の保護に関する誓約書」(別添1)を併せて提出すること。

### 3 再委託

本件業務の全部を第三者へ再委託することは認めない。本件業務の一部を再委託する必要がある場合には、あらかじめ公正取引委員会の承認を得ること。ただし、本件業務の一部の再委託であっても、回答者名及び回答内容に触れる業務を再委託することは認めない。

## 4 スケジュールの遵守

受託者は、定められた納入期限及び業務工程表のスケジュールを遵守すること。

## 5 見積提出者の条件

見積書を提出する者は、以下の条件を満たしていること。

(1) 見積書を提出する者は、あらかじめ官房人事課から本仕様書について説明を受けること。説明を受ける者は複数名、かつ、本業務実施に際し使用するシステムの担当者も本仕様書について説明を受けることを推奨する。

- (2) 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを保証する者として、 以下のいずれかの条件を満たすこと。
  - ① ISO27001 (JISQ27001) / ISMS適合性評価制度の認証取得事業者
  - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾事業者
- (3) 官公庁が発注する同種の業務を直近3年において複数回行った実績を有すること。

### 6 その他

- (1) 受託者が機密情報を外部に漏えいし、又は外部に持ち出したこと等に起因して、公正取引委員会及び関係機関が損害を被った場合には、公正取引委員会は受託者に対して損害賠償を請求し、かつ、公正取引委員会が適当と考える必要な措置をとることができる権利を有するものとする。
- (2) システムから送信されるメール使用料及ぶ通信料のほか、一切の諸経費を見積価格に 含めること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。
- (4) 本件業務の遂行に関し、疑義が生じた場合は、公正取引委員会と協議すること。

## 第9 代金の支払い等

- 1 本件は「単価契約」とし、見積価格については別紙記載の内訳書に基づき算出すること。 また、受託者は内訳書を公正取引委員会に提出すること。
- 2 本件は, 前記第8の1(10)で示す書面の提出をもって業務を終了するものとし, 業務終了後, 公正取引委員会の検査を受けること。検査に必要な費用は受託者の負担とする。
- 3 前記2の検査に合格した後、内訳書に記載した単価に基づき代金を計算し、書面によって 請求するものとする。また、公正取引委員会が当該請求を受理した日から30日以内に受託 者の指定口座に代金を支払うものとする。

# 第10 見積り合わせの手続

- 1 見積書の提出
  - (1) 提出期限

令和3年4月26日(月)正午

(2) 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 14階 公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係 FAX: 03-3581-2951

E-mail: open-counter@jftc.go.jp

- (3) 提出書類
  - ア 見積書(消費税込みの総額を明示。社印及び代表者印の省略可。)
  - イ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
  - ウ 前記第8の5(2)の条件を満たすことを証する書類の写し
  - エ 前記第8の5(3)の条件を満たすことを証する資料(任意様式)
  - オ 情報の保護に関する誓約書(別添1)
- (4) 提出方法

持参, 郵送, FAX又は電子メール

2 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果(契約の相手方,契約金額)は,契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか,以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト (調達情報)】

https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html

3 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって、別添2「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

- 第11 問い合わせ先
  - 1 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話:03-3581-5474(直通)

2 仕様関係

公正取引委員会事務総局 官房人事課 担当 早川

電話:03-3581-1819(直通)

電子メールアドレス: kouseikyousai@jftc.go.jp

内訳書

1	ストレステェックの美胞(WEB)	
	<u> </u>	円 … ①
2	ストレスチェックの実施(紙)	
		円 … ②
3	集団分析	
		円 … ③
4	その他費用	
	<u>一</u> … ④	
	※ 必要に応じて設定	
5	総額	
	<u>一</u> … ⑤	
	※上記①~④の合計を記載	
*	上記価格は、消費税額及び地方消費税額を含まな	: lv 。
	令和 年 月 日	
	所 在 地	
	事 業 者 名	
	代 表 者 名	

# 情報の保護に関する誓約書

当社(以下「乙」という。)は、公正取引委員会(以下「甲」という。)が発注する「令和3年度ストレスチェック実施業務」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。)を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又は その他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を 甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の 所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する 情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体 的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、 変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方 法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の一部を第三者(子会社を含む。)に委託し又は請け負わせる場合、 あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所 在 地 署 者 名 名 担 当 者 連絡先

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私,団体である場合は当団体。以下同じ。)は、下記事項について入 札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等(個人,法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者,法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者,団体である場合は代表者,理事等,その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が,暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己,下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。